

安全安心確保工事（円滑な事業執行への貢献度の評価）について

円滑な事業執行への貢献度の評価では、該当工事の受注者は、工事の完成年度の翌年度（令和2年度完成の場合、令和3年度）の総合評価落札方式の入札において、技術評価項目の内、地域の守り手確保-その他（地域独自設定項目）において、下記のとおり、受注した工事種類により獲得したポイントの累計を申請できます。

※当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な瑕疵による修補（損害賠償）請求を受けた場合、①②③の通知日（請求日）以降は、当該工事におけるポイントは無効となります。

○令和2年度（4月1日以降公告の工事）の工事で獲得できるポイントは、下記のとおりです。

小樽建設管理部 安全安心確保工事		
工事種類	評価ポイント	備 考
長寿命化指定工事	0.50	
自然環境に配慮する工事	0.25	
市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25	
点在型工事	0.25	
僻地工事	0.25	
災害復旧工事	0.50	
その他、地域の安全安心確保に必要と認めた工事	0.25	

※工事完成年度にポイントを付与する。

※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得するものとする。

○ポイントによる令和3年度（4月1日以降公告の工事）の総合評価落札方式での加点は、下記のとおりです。

前年度の累計ポイント	総合評価落札方式における加点
1.00以上の場合	1.00点
0.75以上1.00未満の場合	0.75点
0.50以上0.75未満の場合	0.50点
0.25以上0.50未満の場合	0.25点

※年間取得できる加点は1.00点です。

※1件の入札で申請できる「加点」は、0.25点刻みで、最高1.00点（ただし、計画Iタイプは最高0.25点）まで可能です。なお、残した加点については、別件工事の入札に申請することができます。

例1）加点1.00点を保有する場合、1回に最高1.00点を申請してもよいが、

例えば、1件目0.50点、2件目0.25点、3件目0.25点の計3回申請することも可能

例2）加点0.50点を保有する場合、1回に最高0.50点を申請してもよいが、

例えば、1件目0.25点、2件目0.25点の計2回申請することも可能

※ 加点対象業者が共同企業体を結成した場合の加点値は、構成員の最大値を上限とし、受注した場合は構成員それぞれから加点値を差し引きます。

例1）A社が0.75点、B社が0.25点保有していて、共同企業体で0.5点申請し、受注した場合A社は残りが0.25点、B社はマイナスになるので残りが0点となる。

例2）A社が1.00点、B社が0.5点保有していて、共同企業体で0.25点申請し、受注した場合A社は残りが0.75点、B社は残りが0.25点となる。